

# 鳥取県微小粒子状物質に係る注意喚起等実施要領

平成25年3月21日策定  
平成25年10月2日一部改正  
平成26年4月1日一部改正  
平成27年5月11日一部改正  
鳥取県生活環境部水・大気環境課

## 1 目的

大気中の微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）濃度が、国が示した注意喚起のための暫定指針値を超過すると予想される場合等に、県民の健康被害を未然に防止するため、県民への注意喚起を行う。

## 2 注意喚起実施機関

鳥取県生活環境部水・大気環境課

## 3 常時監視体制

大気汚染防止法第22条の規定に基づく県内のPM2.5の常時監視地点は下表に示すとおりである。

表1) 県内のPM2.5常時監視体制

測定地点名	所在地
鳥取県庁西町分庁舎局	鳥取市西町一丁目401
倉吉保健所局	倉吉市東巖城2
米子保健所局	米子市東福原1-1-45
境港市誠道町局	境港市誠道町225-1

## 4 注意喚起の基準

### (1) 午前中の早めの時間帯の判断

午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が国暫定指針値を超過すると予想される場合等に、県内全域を対象範囲として注意喚起を行う。なお、注意喚起実施後に濃度が低下した場合においても、注意喚起の解除情報は発信しない。

表2) 午前中の早めの時間帯の判断基準

(単位：マイクログラム/立方メートル)

	区分	内容	判断基準 (5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値)
1	情報提供	環境基準を超過する予想	32超
2	注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超
3	警戒情報	国暫定指針値を超過する予想	85超

環境基準：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準 日平均値35マイクログラム/立方メートル  
国暫定指針値：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準 日平均値70マイクログラム/立方メートル

## (2) 午後からの活動に備えた判断

午前5時から12時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が国暫定指針値を超過すると予想される場合等に、県内全域を対象範囲として注意喚起を行う。なお、注意喚起実施後に濃度が低下した場合においても、注意喚起の解除情報は発信しない。

表3) 午後からの活動に備えた判断基準

(単位：マイクログラム/立方メートル)

	区分	内容	判断基準 (5時から12時までの1時間値の平均値の県内最大値)
1	注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超
2	警戒情報	国暫定指針値を超過する予想	80超

## 5 注意喚起の方法

注意喚起時には、表4に掲げる方法により県民への注意喚起を行うとともに、市町村大気環境行政担当課及び表5に掲げる関係機関等へ情報を伝達し、注意喚起等への協力を依頼する。なお、報道機関への資料提供及び関係機関へのファクシミリについては、別紙様式によることとする。

表4) 情報伝達の方法

伝達方法	対象	備考
あんしんトリピーメール	一般県民	発信区分「生活・健康情報」※1
県ホームページ	一般県民	専用サイト「鳥取県の大気環境の状況」※2
県公式Twitter(とりったー)	一般県民	水・大気環境課公式アカウント※3
報道資料提供	一般県民、報道機関	県政記者室への資料提供
関係機関へのファクシミリ	市町村、関係機関等	事前登録されたあて先への一斉送信

※1 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=102363>

※2 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

※3 <http://twitter.com/mizutaiki>

表5) 関係機関

区分	関係機関(※)
県関係機関等	未来づくり推進局広報課、危機管理局危機対策・情報課、 <u>地域振興部教育・学術振興課</u> 、 <u>福祉保健部子育て応援課</u> 、 <u>福祉保健部青少年・家庭課</u> 、 <u>福祉保健部子ども発達支援課</u> 、 <u>福祉保健部健康政策課</u> 、 <u>福祉保健部長寿社会課</u> 、 <u>教育委員会事務局体育保健課</u> 、生活環境部衛生環境研究所、各総合事務所生活環境局(生活環境事務所)及び福祉保健局(福祉保健事務所)
その他の関係機関	<u>鳥取大学附属学校部</u> 、 <u>鳥取地方气象台</u> 、 <u>公益社団法人鳥取県医師会</u> 、 <u>一般社団法人鳥取県東部医師会</u> 、 <u>公益社団法人鳥取県中部医師会</u> 、 <u>公益社団法人鳥取県西部医師会</u>

※下線の関係機関に対しては、それぞれが所管する施設又は関係する機関等へ情報伝達するよう依頼する。下線のない関係機関に対しては、通常業務の範囲内で県民等からの問い合わせに対応するよう依頼する。

(別紙様式1)

資料提供	
平成■■年■■月■■日	
担当課 (担当者)	水・大気環境課 (■■)
電話番号	0857-26-7206

区分1 情報提供
-------------

### PM2.5情報【午前7時現在】

本日の鳥取県内の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度は、環境基準値（人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準：1日平均値35マイクログラム／立方メートル）を超過することが予想されます。

各市町村及び関係機関においては、関係者への注意喚起等をお願いします。

最新情報はホームページから確認できます。 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

#### 記

#### 1 対象日

平成■■年■■月■■日（■）

#### 2 対象期間

1日間（本日のみ）

#### 3 対象範囲

県内全域

#### 4 注意喚起の基準

午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が、1日の環境基準を超過すると予想される場合。

表) 注意喚起基準

(単位：μg/m3)

区分	内容	判断基準 (5時から7時までの1時間値 の平均値の県内最大値)	本日の測定値 (5時から7時までの1時間値 の平均値の県内最大値)
1 情報提供	環境基準超過を予想 ※1	32超	■■. ■ (■■局)
2 注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超	—
3 警戒情報	国暫定指針値超過を予想 ※2	85超	—

※1 環境基準（日平均値35 μg/m3）：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準

※2 国暫定指針値（日平均値70 μg/m3）：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準

(参考) 県内測定局の測定値（#：最大）：鳥取■■. ■#、倉吉■■. ■、米子■■. ■、境港■■. ■

#### (行動の目安)

呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は健康への影響が見られる場合もあるため、マスクやうがい、不要不急の外出を控える等の予防措置をとるとともに体調の変化に注意する。

【情報発信】 鳥取県生活環境部水・大気環境課 電話 0857-26-7206

資料提供	
平成■■年■■月■■日	
担当課 (担当者)	水・大気環境課 (■■)
電話番号	0857-26-7206

区分2  
注意情報

**PM2.5情報【午前7時現在】**

本日の鳥取県内の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度は、国暫定指針値（健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準：1日平均値70マイクログラム／立方メートル）に近い値が予測されます。

各市町村及び関係機関においては、関係者への注意喚起等をお願いします。

最新情報はホームページから確認できます。 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

記

1 対象日

平成■■年■■月■■日 (■)

2 対象期間

1日間（本日のみ）

3 対象範囲

県内全域

4 注意喚起の基準

午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が、注意喚起のための国暫定指針値に近い値となると予想される場合。

表) 注意喚起基準

(単位：μg/m3)

区分	内容	判断基準 (5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値)	本日の測定値 (5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値)
1	情報提供 環境基準超過超過を予想 ※1	32超	—
<b>2</b>	<b>注意情報</b> <b>国暫定指針値に近い値を予想</b>	<b>70超</b>	<b>■■. ■ (■■局)</b>
3	警戒情報 国暫定指針値超過を予想 ※2	85超	—

※1 環境基準（日平均値35 μg/m3）：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準

※2 国暫定指針値（日平均値70 μg/m3）：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準

(参考) 県内測定局の測定値（#：最大）：鳥取■■. ■#、倉吉■■. ■、米子■■. ■、境港■■. ■

(行動の目安)

マスクやうがい、外出を控える等の予防措置が望まれる。特に、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は健康への影響が見られる場合もあるため、不要不急の外出を控える等の予防措置をとるとともに体調の変化に注意する。

資料提供	
平成■■年■■月■■日	
担当課 (担当者)	水・大気環境課 (■■)
電話番号	0857-26-7206

区分2  
注意情報

PM2.5情報【正午現在】

本日の鳥取県内の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度は、国暫定指針値（健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準：1日平均値70マイクログラム／立方メートル）に近い値が予想されます。

各市町村及び関係機関においては、関係者への注意喚起等をお願いします。

最新情報はホームページから確認できます。 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

記

1 対象日

平成■■年■■月■■日 (■)

2 対象期間

1日間 (本日のみ)

3 対象範囲

県内全域

4 注意喚起の基準

午前5時から正午までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が、注意喚起のための国暫定指針値に近い値となると予想される場合。

表) 注意喚起基準

(単位：μg/m3)

区分	内容	判断基準 (5時から正午までの1時間値 の平均値の県内最大値)	本日の測定値 (5時から正午までの1時間値 の平均値の県内最大値)
1	注意情報	70超	■■. ■ (■■局)
2	警戒情報	80超	—

※ 国暫定指針値 (日平均値70 μg/m3) : 健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準  
 (参考1) 環境基準 (日平均値35 μg/m3) : 人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準  
 (参考2) 県内測定局の測定値 (# : 最大) : 鳥取■■. ■#、倉吉■■. ■、米子■■. ■、境港■■. ■

(行動の目安)

マスクやうがい、外出を控える等の予防措置が望まれる。特に、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は健康への影響が見られる場合もあるため、不要不急の外出を控える等の予防措置をとるとともに体調の変化に注意する。

資料提供	
平成■■年■■月■■日	
担当課 (担当者)	水・大気環境課 (■■)
電話番号	0857-26-7206

**区分3**  
**警戒情報**

**PM2.5情報【午前7時現在】**

本日の鳥取県内の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度は、国暫定指針値（健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準：1日平均値70マイクログラム/立方メートル）を超過することが予想されます。

各市町村及び関係機関においては、住民及び関係者への注意喚起等をお願いします。

最新情報はホームページから確認できます。 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

記

1 対象日

平成■■年■■月■■日 (■)

2 対象期間

1日間 (本日のみ)

3 対象範囲

県内全域

4 注意喚起の基準

午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が、注意喚起のための国暫定指針値を超過すると予想される場合。

表) 注意喚起基準

(単位：μg/m3)

区分	内容	判断基準 (5時から7時までの1時間値 の平均値の県内最大値)	本日の測定値 (5時から7時までの1時間値 の平均値の県内最大値)
1	情報提供	環境基準超過を予想 ※1	—
2	注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	—
<b>3</b>	<b>警戒情報</b>	<b>国暫定指針値超過を予想 ※2</b>	<b>■■. ■ (■■局)</b>

※1 環境基準 (日平均値35 μg/m3) : 人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準

※2 国暫定指針値 (日平均値70 μg/m3) : 健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準

(参考) 県内測定局の測定値 (# : 最大) : 鳥取■■. ■#、倉吉■■. ■、米子■■. ■、境港■■. ■

(行動の目安)

不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動を出来るだけ減らす。特に、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は体調に応じてより慎重に行動することが望まれる。

区分3  
警戒情報

資料提供	
平成■■年■■月■■日	
担当課 (担当者)	水・大気環境課 (■■)
電話番号	0857-26-7206

PM2.5情報【正午現在】

本日の鳥取県内の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度は、国暫定指針値（健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準：1日平均値70マイクログラム／立方メートル）を超過することが予想されます。

各市町村及び関係機関においては、住民及び関係者への注意喚起等をお願いします。

最新情報はホームページから確認できます。 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

記

1 対象日

平成■■年■■月■■日 (■)

2 対象期間

1日間 (本日のみ)

3 対象範囲

県内全域

4 注意喚起の基準

午前5時から正午までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が、注意喚起のための国暫定指針値を超過すると予想される場合。

表) 注意喚起基準

(単位：μg/m3)

区分	内容	判断基準 (5時から正午までの1時間値 の平均値の県内最大値)	本日の測定値 (5時から正午までの1時間値 の平均値の県内最大値)
1	注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超
2	<b>警戒情報</b>	<b>国暫定指針値超過を予想 ※</b>	<b>80超</b> <b>■■. ■ (■■局)</b>

※ 国暫定指針値 (日平均値70 μg/m3) : 健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準  
(参考1) 環境基準 (日平均値35 μg/m3) : 人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準  
(参考2) 県内測定局の測定値 (# : 最大) : 鳥取■■. ■#、倉吉■■. ■、米子■■. ■、境港■■. ■

(行動の目安)

不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動を出来るだけ減らす。特に、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は体調に応じてより慎重に行動することが望まれる。